

高等教育の大衆化と学部法学教育

大衆化指標

大衆化による学力水準への影響

法学教育の多様性

学士(法学)課程における法学以外の専門科目の存在

外部試験による標準化

多数派卒業生に必要なものは？

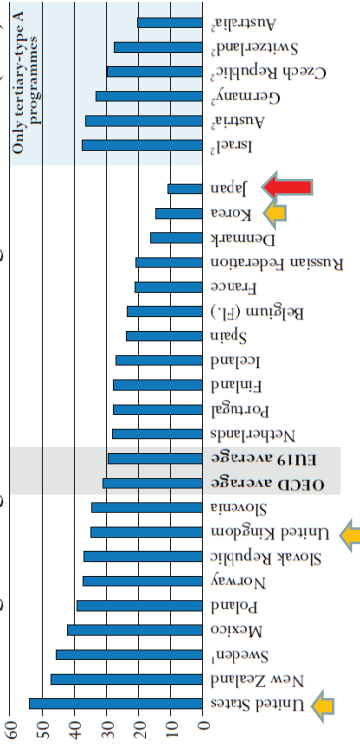
藤本亮
静岡大学大学院法務研究科

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会
法学分野の参照基準検討分科会(第4回)

2011/06/20

日本の大学はほとんど卒業させる

Chart A4.1. Proportion of students who enter tertiary education without graduating from at least a first degree at this level (2008)



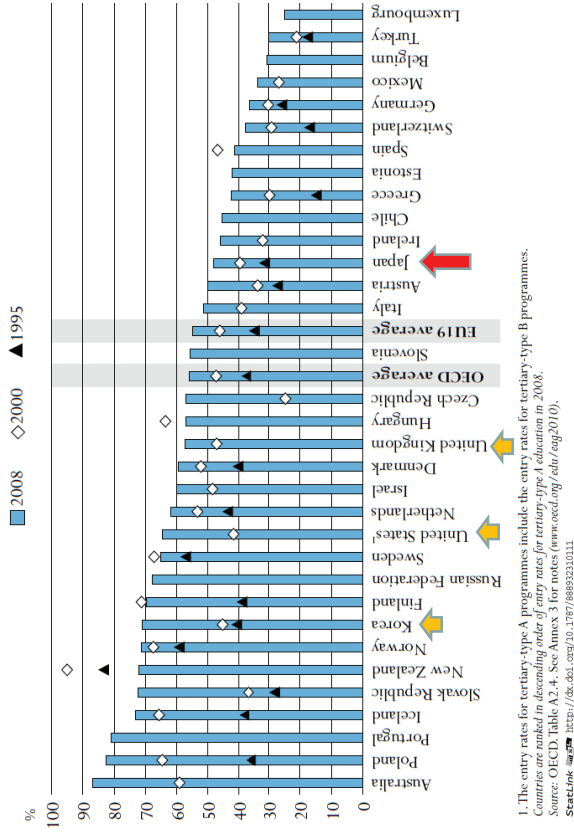
Note: Some of the students who have not graduated may be still enrolled, or may have finished their education at a different institution than the one they started at, like in the United States.
1. Includes students entering single courses who may never intend to study all courses needed for a degree.
2. Tertiary-type A only.

Countries are ranked in descending order of the proportion of students who enter tertiary education without graduating from at least a first degree at this level.

Source: OECD, Table A4.1. See Annex 3 for notes (www.oecd.org/edu/eag2010).

StatLink <http://dx.doi.org/10.1787/888932310149>

Chart A2.3. Entry rates into tertiary-type A education (1995, 2000 and 2008)

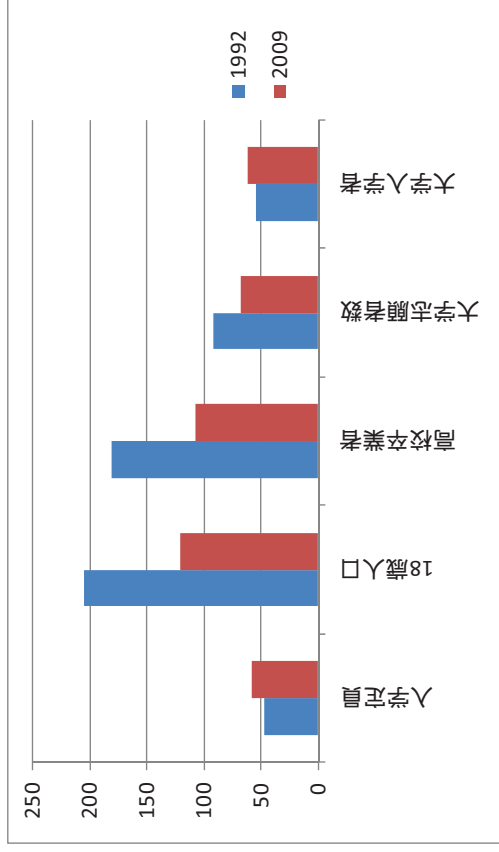


1. The entry rates for tertiary-type A programmes include the entry rates for tertiary-type B programmes. Countries are ranked in descending order of entry rates for tertiary-type A education in 2008.
Source: OECD, Table A2.4. See Annex 3 for notes (www.oecd.org/edu/eag2010).
StatLink <http://dx.doi.org/10.1787/888932310111>

大衆化指標 進学率

項目/年	1992	2009	1992年を1とした2009年の値
大学数	519	734	1.41
学部数	1368	2147	1.57
入学定員	47.2	57.5	1.22
A 18歳人口	205	121	0.59
B 高校卒業者	181	107	0.59
C 大学志願者数	92	68	0.74
志願者率C/B	50.8%	63.6%	1.25
D 大学入学者	54.2	61.9	1.14
対志願者進学率D/C	58.9%	91.0%	1.55
対高卒者進学率D/B	29.9%	57.9%	1.93
対18歳人口進学率D/A	26.4%	51.2%	1.93

大衆化「指標」進学率



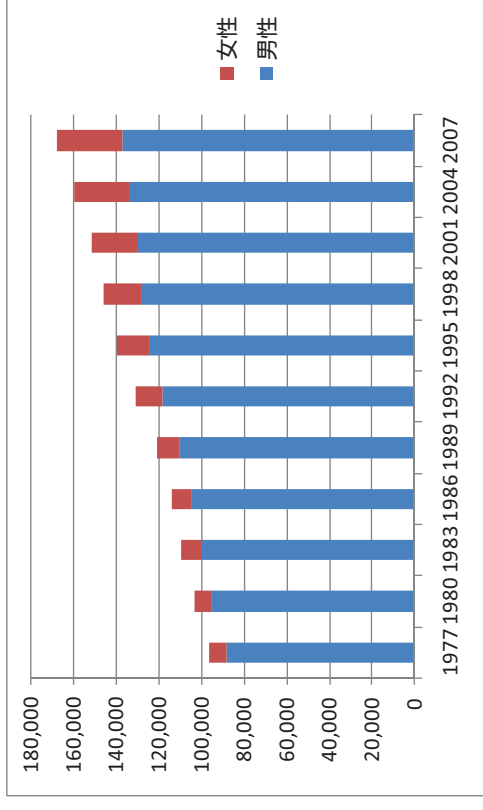
5

日本の「大衆化」現象の特徴

- 少子化、進学率上昇の効果
 - 全体の人数が減る + 入学定員減らない
 - → 各大学の入学者の**学力水準は低下傾向**
 - 進学志願率・進学率上昇
 - → 以前は進学を考えなかった**下位学力層が進学**する傾向
 - → 中堅校 (偏差値50 ~ 60) のみための「入学試験偏差値」の**下方変動の幅は緩慢**となる
 - 日本の大学教育は「卒業率」が高い
 - **入学者群全体を低位グループを含めて修了まで教育**しなければならぬ点に留意
- 受験者母集団が通年で共通ではないので「偏差値」の通年比較には統計学的な困難がある。それを留保しつつコミュニケーションをしてみると・・・。

7

大衆化「は学生だけではない」大学本務教員数推移



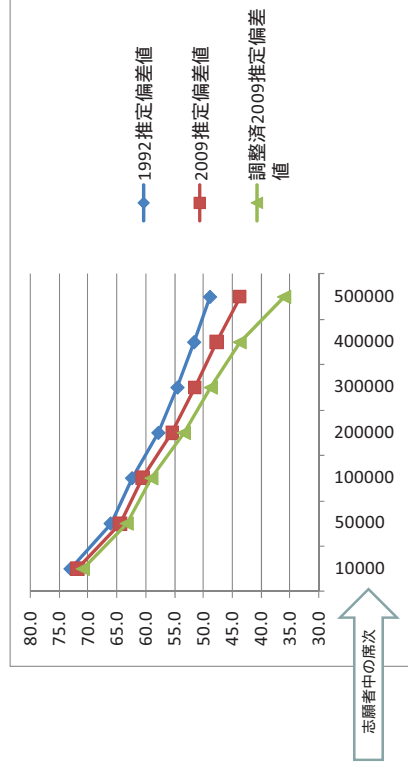
- **大学本務教員数は、1992年比で1.28倍、1977年比で1.74倍**

文部科学省 学校教員統計調査「年次統計」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?simfid=000002847767>

6

大衆化「による」学力水準低下」

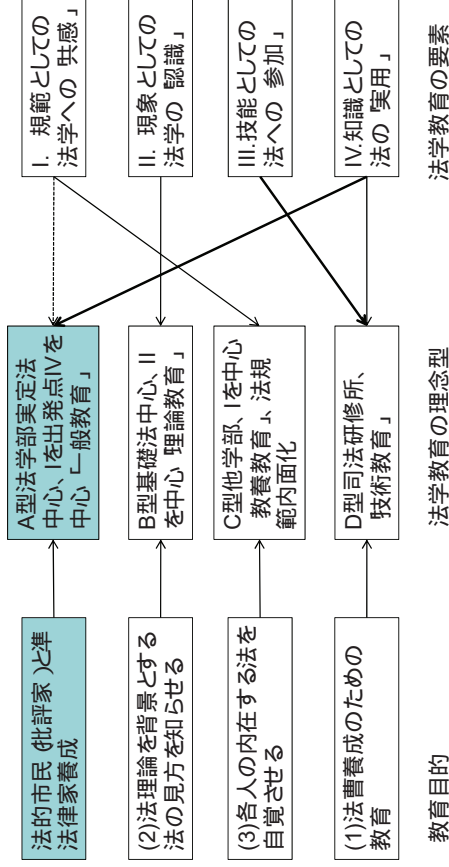
- 調整済2009偏差値=人口減(あるいは高卒者数減)を前提とし、進学志願率・進学率が変動しなかったと仮定した志願者数を計算し、進学者中の学力席次ごとに計算した**推定偏差値**



学力水準低下につき、上位校への影響よりも中堅～下位校の影響が大きい。ただし入学者は一定の幅をもっていることに留意必要。平均値よりも、学生集団におけるリーダー層たる上位成績層の割合の減少が集団全体に影響する。

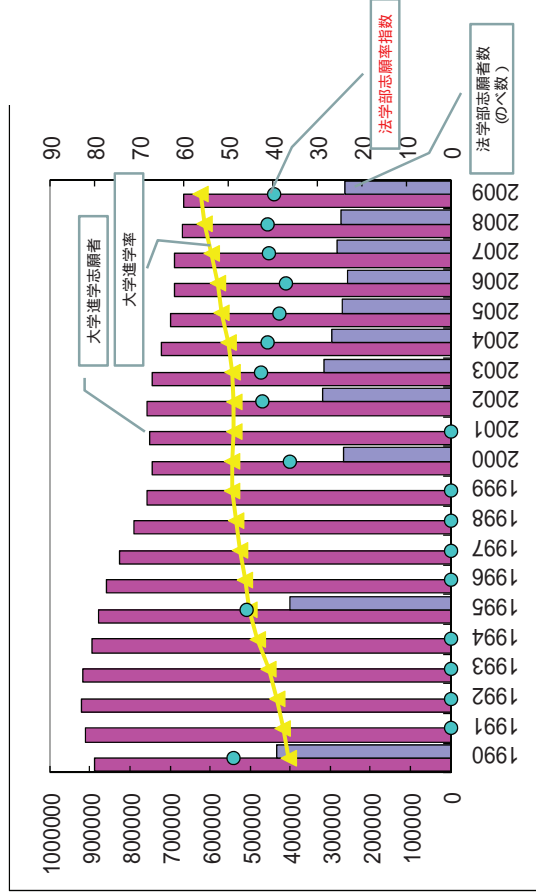
8

法学教育のリステイトメント

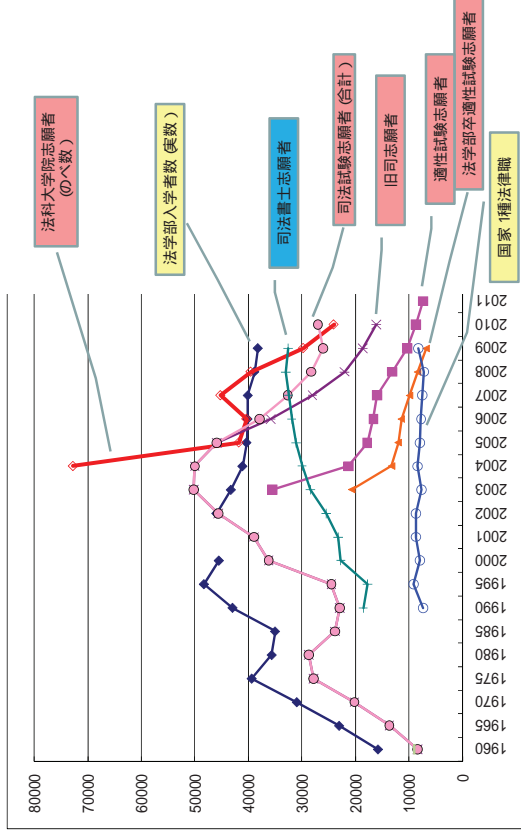


- 大村教志 (1997) 現代日本の法学教育 - 法学部における教育を中心に、岩波講座 現代の法 15 現代法学の思想と方法、岩波書店、305-338頁。

法学部の「人気」の推移 進志願者中法学部志願率は横ばい



法学部の「人気」の推移 (入学者数は微減傾向)



法学関係の学士号は法学部 学科だけでない 「法学」法律学」は136、その他で44、合計180プログラム

社会科学	法学・政治学関係	法学	130	政治学	11
	法律学	法律学	6	学術	2
	経営法学	経営法学	2	経済学	2
	教養	教養	1	経営学	1
	経営経済学	経営経済学	1	現代法学	1
	国際関係法学	国際関係法学	1	国際政治学	1
	国際関係経済学	国際関係経済学	1	社会学	1
	商学	商学	1	政策学	1
	政治行政学	政治行政学	1	総合政策	1
	法	法	1	法律政治学	1
	無回答	無回答	1		

- 学校基本調査における学科系統分類表において 法学 政治学」に分類された学部・学科が出している 学士」(複数の学位を出している学部 学科はそれぞれカウント)
- 法学 政治学関係」以外でも下記のとおり 法学 関係の学士を授与している
 - 商学 経営学関係 法学 (1)
 - 社会学関係 (社会事業関係含む) 法学 (4)
 - 社会科学その他 法学 (5) 法経 (3) 経済法学 (1) 法政策学 (1) 法律経済 (1)
 - 人文科学その他 法学 (1)
- 大学評価 学位授与機構 (2009) 学位に付記する専攻分野の名称に関する調査の概要」(http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/index.html)

学生が必要としている勉強している法律学科目

- 法科大学院進学
 - 既修 2年課程 主要 7科目 (憲民刑民訴刑訴商行)
- 司法試験予備試験
 - 主要 7科目 (憲民刑民訴刑訴商行)

裁判所事務官1種試験

- 2次試験 小論文、憲法、民法、刑法及び民事訴訟法又は刑事訴訟法 4題の論文試験

弁理士試験

- 論文式筆記試験 選択科目: 41科目(憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際司法、経済学、商品学など)のうち受験者が予め任意に選択する3科目

- その他、「法学検定2-4級」「ビジネス実務法務検定1-3級」「ビジネスキャリア検定 - 企業法務1-3級」等がある

学生が必要としている勉強している法律学科目

試験科目一覧(専門試験)

専門試験 出題内訳	全 国 型	中 部 型	東 北 型	京 都 府 型	京 東 市 市	札 幌 市 市	仙 台 市 市	茨 城 県	新 潟 県	法 政 大 学 専 門 型	経 済 専 門 型	神 奈 川 県 特 別 区	国 家 二 種 専 門 官	国 税 専 門 官	労 働 基 準 種	裁 判 所 二 種	
憲法	4	4	5	4	4	6	4	5	5	5	2	5	5	5	4	10	4
行政法	5	5	7	5	7	3	5	5	5	12	5	4	5	5	4	4	4
民法	4	4	7	5	7	5	7	5	5	6	12	3	5	4	5	18	4
商法	2	2	4	7	5	7	5	5	2	2	2	4	10	7	5	18	4
労働法	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	3	2	3	7	7	7
刑法	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	3	2	3	3	12	12
財政学	3	4	2	3	3	3	3	3	5	5	5	8	4	5	7	2	2
経済政策	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	4	4
経済原論	9	12	8	8	12	9	10	12	11	4	18	6	9	6	10	7	9
経済史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
経済事情																	
経済学史																	
政治学	2	4	2	2	2	2	1	3	4								2
行政学	2	4	2	2	2	1	2	3	3								3
社会政策	2	2	2	5	3	1	3	1	3	2							

学生が必要としている勉強している法律学科目

- 司法書士
 - 憲民商刑、不動産登記、商業登記、供託、民事訴訟、民事執行、民事保全
- 土地家屋調査士
 - 民法、登記申請、審査請求、平面測量、作図
- 社会保険労務士
 - 労働基準法、労働安全衛生法、労災保険法、雇用保険法、労務管理、社会保険、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法
- 行政書士
 - 憲法、行政法、行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。) 民法、商法及び基礎法学
- 宅地建物取引主任者
 - 民法 (10問)、借地借家法 (2問)、不動産登記法 (1問)、区分所有法 (1問)
 - 国土利用計画法 (1問)、都市計画法 (2問)、建築基準法 (2問)、宅地造成等規制法 (1問)、土地区画整理法 (1問)、農地法 (1問)
 - 宅建業法 (20問)
 - 土地、建物の概要 (2問)、宅地、建物に関する税 (2問)、宅地、建物の需給及び実務 (3問)、宅地、建物の価格の評定 (1問)

外部試験による法律 学部「教育の実質的 標準化」

- 問題の難易度の多様性はあるが、外部試験のための勉強は中堅大学の勉強をする学生にとってはその目標となっている。
 - →授業は試験勉強の役に立つか？が大学の授業に対する評価基準
- 学力水準と試験難易度に応じた目標設定
 - 宅建<行政書士<公務員<司法書士<司法試験
 - 公務員 (消防、警察等)<公務員 (国 II 地上等)<国 I
 - 択一、穴埋め<記述<論述
 - 法学検定「既修者試験」→資料、憲法の各級問題例
 - 既修者試験 (法科大学院既修者認定水準)
 - 2級 (大学卒業程度)
 - 3級 (大学3年修了程度)
 - 4級 (大学2年 短期大学修了程度)
- それ以外の学生にとっては「単位取得が容易か？」が重要。
- 法学部の提供科目は公務員試験等をまぼかババーしている。細かい法令については自学しかない。ただし、選択科目については大学の履修なしで予備校で学ぶ例も少なくない。

法学検定 4級(2008)

- 問題 3
- 人権に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1. 自由権は、国家権力が個人の領域に介入・干渉することを排除し、個人の精神的・経済的行動や行動の自由を保障するための人権で、これには学問の自由、知る権利、職業選択の自由等が含まれる。
- 2. 参政権は、国民が国政に参加するための権利で、具体的には、選挙権、被選挙権、最高裁判所裁判官の国民審査権、憲法改正国民投票権等があげられるが、裁判を傍聴する権利はこれには含まれない。
- 3. 社会権とは、20世紀に入り、資本主義経済の進捗とともに生じた社会的・経済的弱者を保護するために登場した人権をいい、生存権、幸福追求権、労働基本権等を内容とする。
- 4. 国務請求権とは、国民が国家に対して一定の請求を行う権利をいい、これには、請願権、教育を受ける権利、国家賠償請求権等が含まれるが、自由権とともに伝統的に保障されてきた権利を中心にしている。

17

法学検定 2級(2008)

- 問題 5
- 職業の自由を保障する憲法22条 1項に関する以下の記述のうち、最高裁判決の趣旨に照らして誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。
- ア 特定の団体でなければ生糸を輸入することができないとする一宗輸入措置を内容とする法律を制定することは、営業の自由に対し制限を加えるものであり、これにより、絹ネクタイ生地製造業者が、それまで自由であった外国産生糸を国産系価で購入する途を閉ざされ、きわめて高い国内価格で生糸を購入せざるを得なくなったために損害を受けたのであるから、この法律は憲法22条 1項に違反し無効である。
- イ 薬局の開設等の許可基準の1つとして地域的制限を定めた薬事法の規定は、主として国民の生命および健康に対する危険の防止という消極的・警察的目的のための規制措置であると考えられるが、不良医薬品の供給の防止等の目的のために必要かつ合理的な規制を定めたものといえるから、憲法22条 1項に違反し無効である。
- ウ 小売市場の許可規制は、小売市場の乱設にともなう小売商相互間の過当競争によって招来されるであろう小売商の共倒れから小売商を保護するためにとられた措置であるため、その目的において、一応の合理性を認めることができなければならず、また、その規制の手段・態様においても、それが著しく不合理であることが明白であると認められないから、憲法22条 1項に違反するものではない。
- エ 租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的・技術的な判断にゆだねられるべきであり、裁判所は基本的にその裁量的判断を尊重すべきであるから、酒税法による酒類販売免許制についても、その必要性と合理性についての立法府の判断が著しく不合理であって裁量の範囲を逸脱するもの限り、憲法22条 1項に違反しないといえるまでである。
- オ 公衆浴場法による適正配置規制の目的は、国民健康および環境衛生の確保にあるとともに、既存公衆浴場業者の経営の安定を図ることにより、自家風呂をもたない国民にとって必要不可欠な厚生施設である公衆浴場自体を確保しようとするにもあると解され、これらは消極的・警察的目的であるから、より緩やかな規制措置によっては目的を十分に達成することができないことを要するところ、適正配置規制はこの目的を達成するための必要かつ合理的な範囲内の手段とはいえないので、憲法22条 1項に違反し無効である。
- 1. アイ 2. イウ 3. ウエ 4. エオ 5. オア

19

法学検定 3級(2008)

- 問題 4
- 以下の記述のうち、判例に照らして誤っているものを1つ選びなさい。
- 1. 職業選択の自由は、個人の人格的価値とも不可分の関連を有する重要な人権であるが、職業活動はその性質上、社会的相互関連性が大きいから、精神的自由と比較して、公権力による規制の要請が強い。
- 2. 表現の自由は、表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限・禁止に対して、厳格な基準は要求されない。
- 3. 生存権は、個々の国民に具体的権利を付与したものではないが、法律・制度により具体化が行われた場合には、その法律は憲法と一体化するため、法改正によって権利の内容を後退させることは許されない。
- 4. 公務員の勤務条件は、原則として、国会の制定した法律、予算によって定められることとなり、公務員による争議行為は使用者としての政府によって解決できないことを求める的はずれなものとなるおそれがある。

18

中堅校以下の学生

- 「これを見てまねしなさい」読んでおきなさいは通用しない
- TYPE A勉強できる・する学生
 - 毎年その割合を減らしている
 - 法科大学院進学や公務員試験
 - この層が減ると集団としての学生の力が落ち、ゼミ等での指導が困難になる
- TYPE B単位取得に困難はない学生 (要領はいい)
- 公務員試験をめざすものと民間が半々
 - いわれたことばはするが、教わったことが復習しないし、自学はしない
- TYPE C単位取得が困難な学生 (大学での学習ノウハウがない)
- とにかく卒業が最大の目標、民間のみ
- 共通して、試験科目で法律学・政治学を学ぶ上で必要な近代史の知識が断片的にしかない。
- 法律を学ぶ以前の問題として、多くの学生は「図書」と雑誌=定期刊行物の区別つかない(印刷されず綴じてあるものはみんな「本」)。
- 答案のように書かれるレポート。質問に答えられない 答案
- 演繹的思考ができていない。普遍的基準自体の論理操作が不得意。

20

履修課程・カリキュラムの課題 (1)

- 政治学」は法学教育においてどこに位置するのか
- 多くの法学部に共通するが、政治学、系科目が専門科目として一定の割合を占め、ゼミナールも開講されている(それでも学位は法学、無法学士)(経済科目や会計科目も)
- ゼミナール
 - 単一のゼミナールに複数年所属が多数(伝統的研究者養成システムの名残?) → ゼミ以外は「講義」のみ ~ コミュニケーション能力?
- 法文作成技法
 - 各種規定、規則類を書くのに必要なノウハウはほとんど教えられていない。→ 日常的な非紛争場面で法的素養を生かす場面、応用範囲は広い。

21

教える側の課題について

- 段階を追った教育という発想はあるが、実際には新入生セミナーや一年生法学入門で判例ばかりとりあげたり、個別法講義の最初の段階から細かい議論を講義したりして、法体系の見取り図をあらかじめ示すことを軽視する例もみられる。
 - そのような見取り図的概要は、単純な言葉及すれば理解できるはず」という大衆化、非対応の例。この例に限らず、丁寧に、前提から説明するだけではなくそれを定着させるといふ発想がないと学生の理解は進まない。
- 法律学習についていけない、中位以下」の学生になにを学ばせるかの発想自体がない。あるいは法律職、公務員以外の進路選択者にとって、法学を身につける意味は何かについて漠然とした紋切り型イメージしかない(リーガル・マインド?)。
- 評価は期末試験のみ、救済策としてのレポートというスタイルがまだまだ多い(負担が少ないゆえにTYPE BとCの学生は歓迎)
- 結果として「科目名」と「単位数」にはこだわることができるがそれらの体系的な連携については実質的には議論しない(法の体系的な主体がその欠落を暗黙にカバーしている)

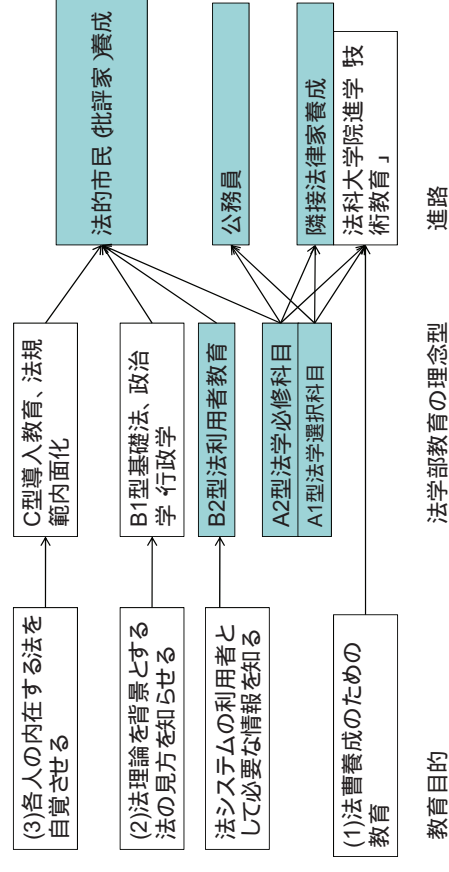
23

履修課程・カリキュラムの課題 (2)

- 外部試験との対応はどこまで必要か?
 - たとえば公務員試験ではほとんど出題されない訴訟法は必修か
 - 必修科目単位数は全体に減少傾向にあるのでむしろカリキュラム上は現実の方が先行している。
 - 科目構成上対応しても試験内容とのミスマッチがある。
- システムの利用者・クライアントとしての教育
 - 利用のためのノウハウ(困ったときに相談する?)
 - 訴訟、紛争場面ではない日常場面でのノウハウ(交渉など)
- TYPE A勉強できる・する学生
 - 三年生までに単位取得してしまい、四年生は教育空白(卒業論文なしの法学部が多数)

22

法学部教育のリステイメント



- 大村敦志 (1997) 現代日本の法学教育 - 法学部における教育を中心に、岩波講座 現代の法 15 現代法学の思想と方法、岩波書店、305-338頁を参考に作成。

24